

「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」 における客引き行為について

客引き行為とは

客引き行為とは、「公共の場所で行う、通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客とするために誘う行為」をいい、次の①～③のポイントを全て満たす行為です。

①公共の場所	②相手方を特定して	③客とするために誘う
道路、公園 など	通行人等の中から特定の人に ・近付いて（行う） ・寄り添いながら（行う） ・足を止めさせて（行う） など	お客となるよう ・お店を探しているか尋ねる ・交渉を持ちかける ・店へ誘う など

①「公共の場所」とは

- 道路、公園のほか、広場など不特定多数の人が自由に出入りし、利用することができる公共性を有する場所も含まれます。（例：どんぐり広場など）
- 公共性を有する場所であっても、事業者等が所有・管理する民有地（例：公開空地、地下街など）については、事業者等の管理権が及ぶため、本条例の規制対象外となります。
- 公共の場所で行われる行為であるかどうかは、行為が行われた地点で判断します。

②「相手方を特定して」（相手方の特定）とは

- 行為者側から近付いて行ったり、通行人等（団体を含む）に並進するなど寄り添いながら行ったり、通行人等の足を止めさせて行うなどの、能動的に相手方を特定する動作などをいいます。ただし、信号待ちなどで相手方が立ち止まっていた場合には、行為者から近付くことがなくても、相手方に話しかける行為のみで、相手方の特定にあたります。
- 行為者が立ち止まっても、その場から服装や人数などで特定の相手方と分かるように声をかけたり、特定の相手方の足を止めさせるよう呼び止める場合は、相手方の特定にあたります。（例：「その黒い帽子のお兄さん」、「その3名のお姉さん」）

③「客とするために誘う」とは

- 業種を問わず、物やサービスを提供する場所を探しているか尋ねたり、交渉をもちかけたり、誘うなどの行為をいいます。
- 「お急ぎですか」、「お話聞いてもらえますか」などは、直接客とするために誘うことにはなりませんが、それに続く文言等により、最終的に客とするために誘えば、客引き行為に該当することとなります。

【「客とするために誘う」の文言の例】

区 分	主 な 文 言 （例）
店を探しているか尋ねる	「居酒屋お探しですか」、「お店決まっていますか」 「美味しい店紹介しますよ」
交渉を持ちかける	「今ならお席空いていますよ、どうですか」 「お安くしますよ」、「お値段、がんばりますよ」
店へ誘う	「居酒屋いかがですか」、「2次会いかがですか」 「いい娘いますよ」

※上記の文言は、会話で誘う場合だけでなく、看板やタブレット端末等で通行人等に表示する場合も客とするために誘うにあたります。

客引き行為に該当しない行為

区 分	内 容
ティッシュ、チラシ等を配布する行為	不特定の者に対して「どうぞ」「よろしくお願いします」「〇〇（店舗名）です」などと言いながら、ティッシュやチラシ等を配布する行為
看板を持って宣伝する行為	お店等の情報について、不特定の者に対して看板を持って宣伝する行為
呼びかける行為	不特定の者に対して、「いらっしゃい」「ただ今タイムセールス中です」「居酒屋ご案内できます」などと広く呼びかける行為

※いずれの場合でも、上記の行為を行いながら、公共の場所で、相手方を特定した上で、客となるように誘う行為は、①～③のポイントを満たし、客引き行為に該当します。

※また、上記の行為を行っている際、通行人等からの依頼でお店を案内したり、尋ねられた質問に答える場合は客引き行為に該当しませんが、回答の域を越えて又は質問されていないにも関わらず行為者から「お安くしますよ」などと、客となるように誘う場合は、客引き行為に該当します。

客引き行為の認定方法

禁止区域内では、市の職員（専門の指導員等）が、「行為者の動作の確認」と「客として誘うための文言の確認」を行い、客引き行為の認定を行います。

区 分	確認方法
行為者の動作等の確認	近付いて行う、寄り添いながら行う、足を止めさせて行うなど行為者の動作等の確認を行うとともに、被行為者（通行人等）へ誰が誰に向けて行った行為かの聴き取りを行い、相手方を特定したかどうかを認定します。
客として誘うための文言等の確認	「居酒屋いかがですか」など、行為者が被行為者（通行人等）へ誘った具体的な文言等について、被行為者（通行人等）へ聴き取りを行うとともに、行為者にも聴き取りを行い、客とするために誘ったかを認定します。

事 例

○いずれも、歩道など公共の場所で行われている事例です。

○相手方を特定して、客となるために誘えば、3つのポイントを満たすため、客引き行為に該当します。

	事 例	解 説
1	通行人の中から、男性3人に近付いた上で、「今から2次会いかがですか」と声をかけた。	行為者側から近付いた動作が、「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
2	通行人に広く呼びかけていたところ、目が合った通行人に近付くとともに、「居酒屋お探しですか」と並進しながら声をかけた。	通行人と目が合ったかどうかは関係なく、行為者側から近付く動作や並進した動作が「相手方の特定」にあたり、お店を探しているか尋ねる声かけが、「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
3	通行人の中から歩いている男女2人に近付いた上で、メニュー表やタブレット端末等を見せながら、「居酒屋紹介しますよ。この中から選んでいただけます」と声をかけた。	メニュー表などを見せていた場合でも、行為者側から近付いた動作が「相手方の特定」にあたり、お店を探しているか尋ねる声かけが、「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
4	通行人に広くチラシ配りをしていたところ、数人の男女のグループが歩いてきたので、チラシを配布しながら通行人のグループの前方に手を差し出して足を止めさせ、「新規オープンしました。割り引きしますので、今からいかがですか」と声をかけた。	チラシを配布する行為（P2 参照）自体は、客引き行為にあたりませんが、チラシを配布しながらでも、行為者側から通行人の前方に手を差し出して足を止めさせた動作が「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
5	通行人の中から男性に近付いた上で「お食事いかがですか」と声をかけた。その後、通行人と交渉がまとまったため、通行人と案内する店舗へ向かって歩いていった。	行為者側から近付いた動作が「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、その時点で客引き行為に該当します。その後、交渉がまとまったとしても、客引き行為でなくなることはありません。
6	自店前の歩道で通行人に並進しながら、「安いですよ。いかがですか。」と声をかけた。	自店前だとしても、道路であれば公共の場所となるため、行為者側から通行人に並進した動作が「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。

	事 例	解 説
7	自店前で立ち止まって看板を持って「居酒屋ご案内できます」と通行人に広く呼びかけていたところ、自店に興味がありそうなグループがいたため、並進しながら「今お席空いてますよ、どうですか」と声をかけた。	呼びかける行為（P2 参照）自体は、客引き行為にあたりませんが、特定のグループに対して、行為者側から並進する動作が「相手方の特定」にあたり、交渉を持ち掛ける声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
8	交差点で看板を持ち、交差点を横断する人に広く自店舗の宣伝をしていたが、信号が赤になると、信号待ちをしているグループがすぐ横にいたので、そのグループに向かって「2次会のお店お探しではないですか」と声をかけた。	看板を持って宣伝する行為（P2 参照）自体は、客引き行為にあたりませんが、信号待ちで立ち止まっていたグループに話しかける行為自体が、「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
9	店舗前で飲食を終えて雑談しているグループがいたため、近づいたうえで、「2次会のお店お探しではないですか」と声をかけた。	店舗前で雑談して動いていない場合でも、行為者側から近付いた動作が「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
10	立ち止まったまま「居酒屋ご案内できます」と通行人に広く呼びかけていたところ、通行するグループが1組しかいなかったため、並進しながら「居酒屋どうですか」と声をかけた。	呼びかける行為（P2 参照）自体は、客引き行為にあたりませんが、行為者側から並進した動作が「相手方の特定」にあたり、店へ誘う声かけが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
11	立ち止まって「居酒屋ご案内できます」と通行人に広く呼びかけていたところ、呼びかける場所を移動する途中で、すれ違う通行人に、近づいて「居酒屋お探しですか」と声をかけた。	呼びかける行為（P2 参照）自体は、客引き行為にあたりませんが、場所を移動する途中かどうかに関わらず、行為者側から近付いた動作が「相手方の特定」にあたり、店を探しているかどうか尋ねる声掛けが「客とするために誘う」にあたるため、3つのポイントを満たし、客引き行為に該当します。
12	通行人に広くチラシ配りしていたところ、通行人のグループから「〇〇というお店はどこですか」と尋ねられたが、「それより安くていいお店ありますよ」と別のお店を紹介した。	通行人から質問があった場合、その範囲で答える行為は客引き行為に該当しませんが、質問の範囲を超えて、客とするために誘う行為は、客引き行為に該当します。